

## 結核指定医療機関の手続きについて

### 1. 指定を受けていない医療機関の届出

届出事由	必要な手続き	提出書類
新たに指定を受けるとき	結核医療機関指定申請	① 結核医療機関指定申請書 ② 医療法、薬事法による開設許可書の写し ③ 指定日を届出以前の日にする場合は遡及願添付

### 2. すでに指定を受けている医療機関の届出

届出事由	必要な手続き	提出書類
医療機関の名称が変わったとき	変更届による手続き	① 指定医療機関変更届 ② 医療機関指定書(原本) ③ 上記②を紛失した場合は紛失届を添付
住所表示の変更等により所在地の呼称や地番が変わったとき		
婚姻や法人の名称変更等により、開設者の名称に変更があったとき		
開設者の住所が変わったとき		
開設者が変わるとき	現在の指定を辞退し、新たに指定申請を行う手続き	① 結核指定医療機関辞退届 ② 結核指定医療機関指定申請書 ③ 医療機関指定書(原本) ④ 上記③を紛失した場合は紛失届を添付 ⑤ 医療法、薬事法による開設許可書の写し ⑥ 指定日を届出日以前にする場合は遡及願添付
開設者が個人から法人、法人から個人に変わるとき		
医療機関を移転するとき(増改築などによる仮移転を含む)		
診療所を病院に、又は病院を診療所に変更するとき		
医療機関廃止等により指定を辞退する場合	辞退届による手続き	① 結核指定医療機関辞退届 ② 医療機関指定書(原本) ③ 上記②を紛失した場合は紛失届を添付

※法人組織等の変更(合併等)を伴う場合は、辞退届及び新たな指定申請が必要です。

(代表者変更の場合は届出不要です)

[問合せ及び届出先] 千代田保健所 健康推進課感染症対策係 [TEL:03-5211-8173](tel:03-5211-8173)

[受付時間] 午前9時から午後5時(土日祝日、年末年始を除く)